

清瀬市文化財保護審議会 令和3年度第1回議事録

日 時 令和4年1月27日(木) 午前10時～正午

場 所 郷土博物館 講座室

出席者 委 員 栗山究、黒尾和久、齊藤靖夫、松岡里枝子  
事務局 今村企画部長、木原郷土博物館長、古川事業係長(学芸員)、  
中野(学芸員)、笠原(学芸員)

欠席者 委 員 横山直樹、小西一午

会議の公開・非公開 原則公開

傍聴者 なし

配布資料 資料1 令和2年度文化財関連事業報告書  
資料2 令和3年度文化財関連事業報告書  
資料3 地方における文化財保護法の制度  
資料4 清瀬市文化財保護条例(改正案)  
資料5 ヨゼフ・フロジャック

議 事

- 1 開会
- 2 企画部長挨拶
- 3 正副会長選出
- 4 議事
  - (1) 令和2年度事業況報告について…資料1
  - (2) 令和3年度事業況報告について…資料1
  - (3) 法改正に伴う条例改正(案)について(報告)…資料3・4
  - (4) 指定文化財候補について…資料5
- 4 その他
- 5 閉会

## 【議事要旨】

### 1 開会

本審議会の議案審議まで、進行役を木原郷土博物館長が務める。

### 2 企画部長挨拶

今村企画部長より、郷土博物館が企画部へ組織改正した経緯および今後の博物館の役割について説明があった。

事務局より本日の会議の出席者数の確認があり、本日の会議出席者は、委員4名が出席、2名が欠席であるが、清瀬市文化財保護条例第45条第1項の定足数である過半数を満たしており、本会は成立している旨が伝えられた。

### 3 正副会長選出

会長、副会長の選出が行われた。清瀬市文化財保護条例第43条第2項「会長及び副会長は委員が互選する」の規定により、委員からの意見を募ったところ、会長には齊藤委員を、副会長には栗山委員との推薦があり、異議なく全会一致で決定した。

両委員は改めて会長、副会長としての挨拶を行い、以下の議事進行は会長により執り行なわれた。

### 4 議事

(1) 令和2年度事業況報告について

(2) 令和3年度事業況報告について

事務局より上記について(1)、(2)を合わせて、資料に基づき報告。

委員からの質問等はなし。

(3) 法改正に伴う条例改正(案)について(報告)

事務局より上記について資料に基づき報告。

(会長) 今の報告について何か質問及び意見があるか。

(委員) 埋蔵文化財の登録について、どこまでを埋蔵文化財の範囲とするのか。

(事務局) 下宿内山遺跡は近世・近代の遺跡であるが、近現代まで登録可能である。

(委員) 市の近現代の歴史として結核が重要であり、近代の歴史として残していく必要があるので、埋蔵文化財も含めて視野に入れてもらいたい。

(事務局) 市史編さん室でも資料を収集しており、今後常設展示することも考えている。結核関連を、有形や無形の文化財にするため今後も話し合いを継続したい。

(事務局) 清瀬市には近現代が含まれる遺跡もある。埋蔵文化財は、先程の件を含めて市としても今後重要な位置を占めているため、あえて条例に加えている。

(委員) 埋蔵文化財とはどの範囲を指すのか。遺物が出土される前までが埋蔵文化財なのか。

(事務局) 一般的には地中にある状態を埋蔵文化財と認識する。出土した状態であっても埋蔵文化財の扱いになる。

(委員) 地中に潜在している物の扱いや、推測されている遺跡の扱いはどうか。

(事務局) 各自治体に遺跡の範囲があり、それを確認して判断する。現在、埋蔵文化財における時代の範囲は、近世までを基本として対象としている。しかし、文化庁では近現代の遺跡においては、地域において重要なものとして扱っている。

(委員) 文化財保護法の改正において、それぞれの名称はどのようになるのか。

(事務局) 各指定文化財の名称については、国指定登録有形あるいは無形文化財のような、最初に各自治体の名称がついた●●指定有形あるいは無形文化財のようになる。

#### (4) 指定文化財候補について

まず、事務局より、昨年から継続審議中である指定文化財候補（「下宿内山遺跡」・「フロジャック神父」・「さくらの園」）について説明がおこなわれた。

##### 「下宿内山遺跡」

(事務局) 出土遺物の再整理が終了し、その成果を下宿内山遺跡展として開催している。今後は詳細な分析を行い、審議会で定期的な報告を経て、登録文化財や指定文化財を選んでいきたい。なお、下宿内山遺跡出土の「阿弥陀三尊月待板碑」は既に市指定文化財として指定している。

(事務局) 継続審議中である「さくらの園」・「フロジャック神父像」等については周辺環境を含め、結核関連の史跡としてまとめていきたい。

##### 「フロジャック神父像」

(事務局) 今後、フロッジャック神父の関連資料を収集した後、有形の文化財として登録や市指定を行い、将来的には結核関連資料の 1 つとしてまとめたい。

(委員) 神父の功績は全国規模であるが、清瀬市ではどのように扱うのか。

(事務局) 市としては、神父像を文化財として扱わず、その功績を示す記録や記憶を遺したいと考えている。

(委員) 神父像自体の認知も含めた功績の PR は行うのか。

(事務局) 神父像のみではなく人物としての功績が大事であると考え。今後は、功績を示す記録や記憶について有形・無形の文化財として指定できないか、検討したい。

(委員) 神父には相当な功績があり、功労者として市民に知らしめたい。戦前における外国人の功労者としても、審議会で扱う必要があるのではないか。

(委員) 人物を文化財と指定することが難しい。そのため、人物を文化財として条例に組み入れることは妥当ではないと思われる。

(委員) そもそも個人顕彰は文化財審議会で扱うべきではない。市民にエピソードと関係させて伝えることで、個人顕彰にも繋がるのではないか。まず市の文化財に関連する資料をまとめていく。その中で特筆すべきものを登録文化財にしていくべき。その際、登録文化財を作成するには、リスト化が必要である。結核医療関連資料も下宿内山遺跡のようにデータベース化が必要である。

#### 「さくらの園」

(事務局) 「さくらの園」については、現状では樹木の荒廃によって、そのものの文化財への指定は困難であると考え。今後、天然記念物としての樹木ではなく史跡として扱うことを考えているが、現在コロナウィルスの問題で外部からの立ち入りが難しい状態であるため、進展はしていない。

(会長) その他、何かご意見等があるか。(異議なし)

次に事務局より、文化財保護法の改正に伴い、現在登録文化財の可能性のある(「森田家の襤褸」「児童センターの壁画」)ものについて説明があった。

「森田家の檻褸」

(事務局) 市として、登録か指定の文化財にしたい。ご意見はあるか。

(委員) 「清瀬のうちおり」としての追加指定はあるのか。

(事務局) 別として考えている。まず、市の指定にし、国に判断を仰ぎたいと考えている。そのため全体を市の指定にし、その中から選りすぐって行くことも考えている。

(委員) 賛成です。

「児童センターの壁画」

(委員) 制作物の文化財指定とは何か。石像や絵画の扱いはどうなのか。

(事務局) この壁画は、漫画などの作家による制作物であり、近年文化庁では漫画やアニメを日本の文化として紹介している観点から登録できると思われる。これらは、販売物ではなくあくまでも1つの作品とし考えられる。平和への祈りなど、目的がある物にも登録の動きがある。美術作品でも時代背景のあるものは登録や指定される場合もある。歴史的かつ、作品として価値があるものに関しては登録価値があるのではないか。

(委員) 範囲を広げられるということか。

(事務局) 文化庁にも裾野を広げる動きがあり、それが登録文化財制度である。もちろん市民が個人で所蔵しているものにも適応され、保存・活用するための措置もできる。

(委員) 個人蔵の鎧兜なども含まれるのか。

(事務局) 真偽によって変わる。なるべく清瀬市との関わり、ストーリーのあるものが良い。

(委員) それが優先でしょうね。

(会長) その他、何かご意見等があるか。(異議なし)

#### 4 その他

その他についての質疑はなし。

#### 5 閉会

(会長) 以上で本日本日予定していた議事についてはすべて終了する。これをもって本日の文化財保護審議会を閉会する。